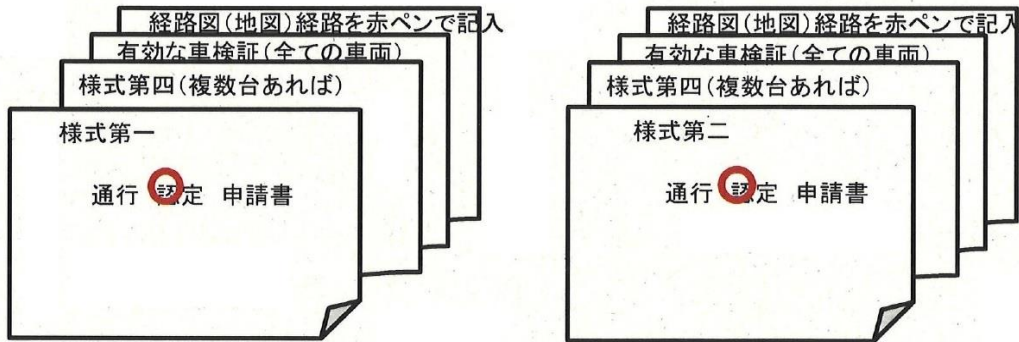


通行認定申請書 提出方法



- 様式第一と第二に添付する書類は同じものです。それぞれクリップ止めをして提出してください。



- 他市町村で使用されている様式と文書表記が違います。様式は町田市のホームページ上からダウンロードしたものを使用してください。
- その他、工事現場等で近隣住宅地等と取り交わした覚書や配布した資料等がありましたら様式第一のほうに添付してください。
- 通行を開始する日付は1ヶ月程度余裕を見て申請してください。
- 審査ののち、認定可の場合は様式第二（市長公印を押印、通行の「条件書」を付けて）をお返しします。お返しする書類が「認定書」となります。
- 郵送の場合は、返信用切手を貼ったA4封筒を同封して頂くか着払いでお返しします。※着払いの場合は「ゆうパック（受取人払い）」でお送りします。



提出先は、町田市役所9階の建設部道路管理課『許認可係』です。

遠方等でご来庁出来ない場合は、下記へ送付してください。

郵送の場合：〒194-8520 東京都町田市森野2-2-22

町田市役所 建設部道路管理課許認可係

※表下側に「特車申請書在中」とお書きください。

「許可申請書」の提出について

- 複数の道路管理者に協議が必要な「許可（一括申請）」の申請については、町田市でお受けできません。国交省、都道府県、政令市等の関係部署にお尋ねください。
- 町田市道のみ通る場合は町田市へ申請できますが、申請に必要な書類は国交省等へ提出する場合と同様です。町田市へ提出する場合の様式（第一、第二、必要に応じて第四）は、町田市のホームページからダウンロードしてご使用ください。

